

貴金属受渡細則

(昭和59年11月1日施行)	(平成8年3月21日変更)
(昭和61年4月16日変更)	(平成8年10月16日変更)
(昭和61年7月16日変更)	(平成8年12月18日変更)
(昭和62年7月15日変更)	(平成9年3月19日変更)
(昭和63年11月16日変更)	(平成9年5月16日変更)
(平成元年2月22日変更)	(平成10年4月15日変更)
(平成2年5月16日変更)	(平成10年5月15日変更)
(平成2年6月20日変更)	(平成11年2月17日変更)
(平成2年9月4日変更)	(平成11年5月17日変更)
(平成2年10月17日変更)	(平成11年12月15日変更)
(平成2年12月19日変更)	(平成12年9月20日変更)
(平成3年6月19日変更)	(平成12年11月15日変更)
(平成3年12月11日変更)	(平成14年3月20日変更)
(平成4年7月15日変更)	(平成14年10月16日変更)
(平成4年9月16日変更)	(平成15年2月19日変更)
(平成5年1月20日変更)	(平成15年4月16日変更)
(平成5年2月17日変更)	(平成16年4月21日変更)
(平成5年5月17日変更)	(平成16年6月16日変更)
(平成5年7月21日変更)	(平成16年7月21日変更)
(平成5年11月17日変更)	(平成17年4月20日変更)
(平成6年1月19日変更)	(平成17年9月14日変更)
(平成6年10月19日変更)	(平成18年3月8日変更)
(平成7年3月15日変更)	(平成18年9月20日変更)
(平成7年9月20日変更)	(平成18年10月4日変更)
(平成8年1月17日変更)	(平成18年12月20日変更)
(平成8年2月21日変更)	(平成19年6月20日変更)

貴金属受渡細則

(目的)

第1条 貴金属市場における受渡しについては、業務規程第7章第1節で定めるもののほか、本受渡細則(以下「本細則」という。)によるものとする。

(受渡供用品)

第2条 先物取引における受渡供用品は、次に掲げる地金であって商号又は商標及び品位が刻印されたものでなければならない。

金1,000グラムパー純度99.99パーセント以上の金であって、次に定めるものとする。

(イ) 日鉱金属株式会社、三菱マテリアル株式会社、三井金属鉱業株式会社、住友金属鉱山株式会社、DOWAメタルマイン株式会社、古河メタルリソース株式会社、中外鉱業株式会社、田中貴金属工業株式会社、株式会社徳力本店、石福金属興業株式会社及び松田産業株式会社においてそれぞれ製錬された金地金

(ロ) 次に掲げる商標の金地金

JOHNSON MATTHEY(LONDON、AUSTRALIA、CANADA、SALT LAKE CITY、HONG KONG)、ENGELHARD、SWISS BANK、ARGOR S.A.、ARGORHERAEUS S.A.、CREDIT SUISSE、DEGUSSA、UNION BANK OF SWITZERLAND、ROYAL CANADIAN MINT、PAMP、PERTH MINT、COMPTOIR LYON ALEMAND LOUYOT、METALOR U.S.A.、RAND REFINERY、GOLDEN WEST REFINING、LG METALS、ENGELHARD-CLAL(PARIS、LONDON)、NAVOI MINING AND METALLURGICAL COMPLEX、UBS AG、LG-NIKKO、AGR、VALCambi S.A.

銀30キログラムパー純度99.99パーセント以上の銀であって、次に定めるものとする。ただし、受渡・品質委員会において必要と認めるときは、受渡供用品として、若干の銀地金を追加することができる。

(イ) 日鉱金属株式会社、三菱マテリアル株式会社、三井金属鉱業株式会社、住友金属鉱山株式会社、DOWAメタルマイン株式会社、古河メタルリソース株式会社、中外鉱業株式会社、東邦亜鉛株式会社、田中貴金属工業株式会社、株式会社徳力本店、石福金属興業株式会社、横浜金属株式会社及び松田産業株式会社においてそれぞれ製錬された銀地金

(ロ) 次に掲げる商標の銀地金

PENOLDES、CP PERU、ASARCO AMARILLO、DEGUSSA、COMPTOIR LYON ALEMAND LOUYOT、SUNSHINE、METALOR U.S.A.、KOREAZINC、CCR CANADA、ENGELHARD-CLAL(PARIS)、PAMP

白金500グラムパー純度99.95パーセント以上の白金であって、次に定めるものとする。

ただし、受渡・品質委員会において必要と認めるときは、受渡供用品として、若干の白金

地金を追加することができる。

(イ) 株式会社ジャパンエナジー、三菱マテリアル株式会社、三井金属鉱業株式会社、住友金属鉱山株式会社、DOWAメタルマイン株式会社、田中貴金属工業株式会社、株式会社徳力本店、石福金属興業株式会社及び松田産業株式会社においてそれぞれ製錬又は品位を認定された白金地金

(ロ) 次に掲げる商標の白金地金

CREDIT SUISSE、JOHNSON MATTHEY (UK)、JOHNSON MATTHEY (U.S.A.)、DEGUSSA、WESTERN PLATINUM、P.G.P.、ENGELHARD (U.S.A.)、ENGELHARD (LONDON)、株式会社ヒラコ、ALMAS、COMPTOIR LYON ALEMANT LOUYOT、ENGELHARD-CLAL(PARIS、LONDON、U.S.A.)、VALCAMBI S.A. パラジウム3キログラム(2個又は3個のバーをもって1受渡単位とすることができる。この場合において、各バーは同一銘柄とし、1個当たりの重量は500グラム以上とする。)バー純度99.95パーセント以上のパラジウムであって、次に定めるものとする。

(イ) 株式会社ジャパンエナジー、三菱マテリアル株式会社、住友金属鉱山株式会社、松田産業株式会社、エヌ・イーケムキャット株式会社及び昭栄化学工業株式会社においてそれぞれ製錬又は品位を認定されたパラジウム地金

(ロ) 次に掲げる商標のパラジウム地金

STATE REFINERY、ENGELHARD (LONDON、PARIS)、JOHNSON MATTHEY (LONDON)、INCO EUROPE、COMPTOIR LYON ALEMANT LOUYOT、DEGUSSA AG、W.C. HERAEUS GMBH、WESTERN PLATINUM、ARGOR-HERAEUS S.A.、METAUX PRECIEUX S.A. METALOR、VALCAMBI S.A.、P.G.P.、ENGELHARD CLAL(PARIS、LONDON)、KRASNOYARSK、PAMP

(受渡品の量目の増減の許容限度)

第3条 銀、白金又はパラジウムの受渡しにおいて、受渡品の量目が前条の受渡しの単位に比し、銀にあっては100分の6、白金にあっては100分の2、パラジウムにあっては100分の15以内の増減である場合は、受方はこれを引き取り、当該受渡品の量目により受渡値段をもって決済するものとする。

(受渡方法)

第4条 先物取引の受渡しは、次の方法による。

渡方は、受渡しに提供する受渡品について、本所が定める荷渡通知書(パラジウムの受渡しにおいて、1受渡単位当たりのバーの数が複数の場合は、その旨を記載する。以下本細則において同じ。)を作成し、当月限納会日午後3時30分までに、これを本所に差し出さなければならない。この場合において、業務規程第49条第1項ただし書きに規定する受方の同意があるときは、受方の同意のあることを証する書面を併せて本所に提出しなければ

ならない。

第15条の規定により受渡条件調整を希望する渡方、受方は、それぞれ本所の定める荷渡通知書及び荷受通知書を作成し、当月限納会日午後3時30分までに、これを本所に差し出さなければならない。なお、本所は、荷渡通知書及び荷受通知書を受理した後、遅滞なく本所に掲示するものとする。

両建玉を有する市場会員は、当該両建玉の受渡しの渡方及び受方となるものとする。

本所は、第15条第2項の規定により受渡先が決定した受渡品以外の受渡品について、両建玉の受渡しに係るものを除いた部分の受方が2名以上あるときは、本所において抽せんを行い、それぞれの受方が引き取るべき受渡品を決定する。この場合の抽せんは、本所の定める方法により、第1号の荷渡通知書を本所が受理した後、本所の指示する時刻に当該受渡しに係る受方(代理人を含む。)が行うものとし、受方が指示する時刻までに出頭しないときは、本所の職員が代行する。

本所は、受方の引き取るべき受渡品が決定したときは、遅滞なく、その旨を当該受渡しに係る受方及び渡方に通知する。

本所は、受渡日の前営業日の正午までに、当該受渡しに係る受方及び渡方に対し、受渡代金及び受渡代金に係る消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)相当額(以下、受渡代金及び受渡代金に係る消費税相当額を合算した額を「受渡代金等」という。)を通知する。

受方は、業務規程第45条に定める受渡日の正午までに受渡代金等を本所に差し出し、これと引換えに本所から倉荷証券の引渡しを受ける。

渡方は、その受渡日から起算して3営業日前に当たる日の午後3時30分までに、第15条の規定により受渡条件調整により受渡しを行う場合はその受渡日から起算して2営業日前に当たる日の午後3時30分までに、受渡しに提供する受渡品の倉荷証券(パラジウムの受渡しにおいて、1受渡単位当たりのパーの数が複数の場合は、その旨を記載する。以下本細則において同じ。)(第15条の規定により受渡条件調整により受渡しを行う場合は荷渡指図書)を本所に差し出し、受渡日時に受渡代金等の支払いを受ける。

前2号の場合において業務規程第49条第1項ただし書きに該当する場合は、「倉荷証券」とあるのは「荷渡指図書又は実物」と読み替えるものとする。

(渡方の義務)

第5条 渡方(委託玉にあっては委託者とする。)は、当月限納会日から起算して7営業日前に当たる日までに受渡しに提供する貴金属地金を理事長が理事会の議を経て指定する鑑定業者(以下「指定鑑定業者」という。)に鑑定のため引き渡し、指定鑑定業者より貴金属地金の預り証の交付を受けるものとする。

- 2 指定鑑定業者は、渡方より貴金属地金を引き受けた日から5営業日以内に鑑定を終了しなければならない。
- 3 前2項の規定による鑑定等のために要する費用は、渡方の負担とする。
- 4 渡方より引受けた貴金属地金が受渡供用品に該当する場合には、指定鑑定業者は、遅滞なく、渡方にその旨を連絡するとともに、指定倉庫業者に渡方より引受けた貴金属地金を引渡さねばならない。
- 5 前項の場合において、指定倉庫業者は、すみやかに渡方に倉荷証券を発行しなければならない。ただし、別段の指示がある場合は、この限りでない。
- 6 前項の受渡供用品を引き取り倉荷証券を発行する指定倉庫業者は、これを月番制により行うものとする。
- 7 第4項の指定鑑定業者から受渡供用品を引き取る運送費用は、本所の負担とする。
- 8 渡方より引受けた貴金属地金が受渡供用品に該当しない場合には、指定鑑定業者は、遅滞なく、渡方にその旨を通知し、渡方より引受けた貴金属地金を返還しなければならない。
- 9 前8項の規定は、理事長が理事会の議を経て指定する者が渡方となる場合は適用せず、当該渡方が直接指定倉庫業者に、受渡しに提供する貴金属地金を引き渡すものとする。

(受渡品提供後の滅失損傷)

第6条 渡方が受渡しのため倉荷証券を本所に差し出した後、本所がこれを受方に交付するまでに、受渡当事者の責めに帰することができない原因によってその目的物の全部又は一部が滅失又は損傷したときは、その損失は、渡方の負担とする。

- 2 前項の場合において、渡方は、遅滞なく、その旨本所に届け出て、その申出の日の翌営業日から5営業日以内に、その滅失又は損傷したものの代品の倉荷証券を差し出して受渡しを履行しなければならない。
- 3 渡方は、代品の全部又は一部を提供することができないときは、第2項の規定にかかわらず、理事会の承認を得てその部分の受渡しを拒むことができる。この場合においては、本所は、受渡しが終了したものとみなし、本所に差し出した受渡代金のうち、その滅失又は損傷したもののうち、代品の提供がなかった部分の金額を受方に返還する。
- 4 第2項又は前項の場合においては、受方は、その受渡しを拒むことができない。

(早受渡し)

第7条 業務規程第51条の規定による早受渡しにおいて相手方を求めようとするときは、渡方は、受渡しに提供する受渡品について本所が定める荷渡通知書、最終受渡期日を記載した書面をもって、受方は、引受銘柄、引受数量、最終受渡期日並びに受渡品につき指定する事項があるときはその旨を記載した書面をもって、当月限納会日の属する月の前月1日(当日が

休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)から、当月限納会日から起算して3営業日前に当たる日の正午までに、それぞれ本所に申し出なければならない。この場合において、早受渡しの申出日の翌日を最終受渡期日にしようとするときは、当該申出日の正午(半休業日にあつては午前9時30分)までに本所に申し出なければならない。

- 2 本所は、早受渡しの申出を受理したときは、遅滞なく、前項の規定による書面の内容を本所に掲示してその相手方を求める。
- 3 早受渡しの申出を行った市場会員は、その申出数量に対する反対売買を行い、又は早受渡しの申出を取り消し、若しくはその申出の内容を変更することができない。ただし、第5項の規定による所定の日時までに応諾の申出がなかった部分については、この限りでない。
- 4 早受渡しの申出のあった建玉の反対建玉を有する市場会員が早受渡しの申出に対しその全部又は一部につき応諾しようとするときは、渡方は、受渡しに提供する受渡品について本所が定める荷渡通知書をもって、受方は、引受銘柄及び引受数量を記載した書面をもって、それぞれ本所に申し出なければならない。
- 5 前項の規定による応諾の申出は、早受渡しの申出を行った市場会員の指定する最終受渡期日の直前営業日までの毎営業日の午後2時30分(半休業日にあつては午前10時)までとし、本所は、その申出の日時の順序に従って順次当事者を決定し、その申出の日時が競合するときは、第4条第3号の規定に準じ、その日に抽せんを行い、受渡品の渡方又は受方を決定する。
- 6 第1項又は第4項の場合において、第5条第9項の規定に基づき本所の指定する者以外の者が渡方となる場合には、渡方は、早受渡しの申出日又は応諾の日までに受渡しに提供する貴金属地金について指定鑑定業者の鑑定を受けなければならない。
- 7 早受渡しの申出又はその応諾の申出を行った市場会員は、申出数量の全部に満たないことを理由として早受渡しを拒むことはできない。
- 8 早受渡しの日時は、業務規程第45条の規定にかかわらず、受渡品の渡方又は受方が決定した日の翌営業日正午限りとする。
- 9 早受渡しの受渡値段は、業務規程第46条の規定にかかわらず、受渡品の渡方又は受方が決定した日の当月限の帳入値段とし、その建玉については、翌計算区域からの値洗計算から除外する。
- 10 本所は、早受渡しが決めたときは、遅滞なく、本所に掲示する。
- 11 第4条第6号から第8号の規定は、早受渡しの受方及び渡方について準用する。

(合意早受渡し)

第8条 先物取引の当月限の建玉を有する市場会員は、当月限納会日の直前営業日以前に渡方

と受方の合意による受渡し（以下「合意早受渡し」という。）を行うことができる。ただし、当月限の建玉を有する他の市場会員から異議の申立てがあった数量については、この限りでない。

- 2 合意早受渡しを行おうとする市場会員は、当該合意早受渡日の直前営業日の正午（半休業日にあつては午前9時30分）までに、渡方及び受方が連署した合意早受渡申出書及び前条第1項に規定する書類を本所に提出しなければならない。
- 3 当月限の建玉を有する他の市場会員が前項の合意早受渡しに関する異議の申立てをしようとするときは、当該合意早受渡しの受渡日の直前営業日の午後2時30分（半休業日にあつては午前10時）までに、異議の申立理由書及び前条第1項の規定による書類を本所に提出しなければならない。この場合において、本所は、当該異議の申立てに理由があると認めるときは、当該合意早受渡し申出に係る数量から当該異議の申立てに係る数量を控除したものについて、合意早受渡しを行わせるものとする。
- 4 本所は、前項の規定により合意早受渡しの申出に係る数量から控除された数量については、当該合意早受渡しの申出者又は当該合意早受渡しに関する異議の申立者から前条の規定による早受渡しの申出又は応諾の申出があつたものとみなし、同条の規定により処理する。
- 5 合意早受渡品の品質については、本所は責任を負わないものとする。前条第2項、第3項及び第7項から第11項の規定は、合意早受渡しについて準用する。

（両建早受渡し）

第9条 先物取引の当月限の両建玉を有する市場会員は、当月限納会日の直前営業日以前に、その両建玉による受渡し（以下「両建早受渡し」という。）を行うことができる。

- 2 第7条第3項、第4項及び第8項から第11項並びに前条第2項の規定は、両建早受渡しについて準用する。

（指定倉庫業者及び指定倉庫）

第10条 業務規程第44条第1項第2号で定める指定倉庫業者及び指定倉庫は、次のとおりとする。

三菱倉庫株式会社東京支店

トランクルーム営業所

東京都中央区日本橋1丁目19番1号

三井倉庫株式会社関東支社

大手町トランクルーム事務所

東京都千代田区大手町1丁目1番3号

深川トランクルーム事務所

東京都江東区佐賀2丁目10番7号

株式会社住友倉庫東京支店

住友ツインビルトランクルーム営業所

東京都中央区新川2丁目27番1号

大井営業所	東京都大田区東海4丁目5番18号
澁澤倉庫株式会社関東支店	東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目10番 24号、25号
トランクルーム営業所	
株式会社ヤマタネ関東支店	東京都江東区越中島1丁目1番1号
深川営業所	
ケイヒン株式会社港南営業所	東京都港区海岸3丁目4番20号

(指定鑑定業者)

第11条 第5条第1項による指定鑑定業者は、次のとおりとする。

日鉱金属株式会社	東京都港区虎ノ門2丁目10番1号
三菱マテリアル株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5番1号
三井金属鉱業株式会社	東京都品川区大崎1丁目1番11号
住友金属鉱山株式会社	東京都港区新橋5丁目11番3号
DOWAメタルマイン株式会社	東京都千代田区外神田4丁目14番1号
田中貴金属工業株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号
株式会社徳力本店	東京都千代田区鍛冶町2丁目9番12号
石福金属興業株式会社	東京都千代田区内神田3丁目20番7号
横浜金属株式会社	神奈川県相模原市橋本台3丁目5番2号
松田産業株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番2号

ただし、田中貴金属工業株式会社、株式会社徳力本店、石福金属興業株式会社にあっては金、銀、白金のみの、横浜金属株式会社にあっては銀のみの鑑定を行うものとする。

(指定業者の貴金属地金の引渡等)

第12条 第5条第9項の規定により本所の指定した者が直接指定倉庫業者に引渡すことができる場合は、次のとおりとする。

本所の指定ブランドの製造元である者が、自己のブランドの貴金属地金を渡す場合

- (イ) 金
第2条 (イ)に掲げる者
- (ロ) 銀
第2条 (イ)に掲げる者
- (ハ) 白金
第2条 (イ)に掲げる者
- (ニ) パラジウム
第2条 (イ)に掲げる者

本所の指定ブランドのコンサイメント契約又はこれに類する契約（以下「コンサイメント契約等」という。）を締結している者で、かつ、理事会で指定した者が当該指定ブランドの製造元から第三者の手を経ることなく直接入手した貴金属地金を渡す場合

本所の指定ブランドのコンサイメント契約又はこれに類する契約を締結している者

(イ) 金

三菱マテリアル株式会社、住友金属鉱山株式会社、DOWAメタルマイン株式会社、古河メタルリソース株式会社、中外鉱業株式会社、日鉄鉱業株式会社、住友商事株式会社、双日株式会社、丸紅株式会社、三菱商事株式会社、三井物産株式会社、エンゲルハードメタルズジャパン株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社

(ロ) 銀

日鉱金属株式会社、三菱マテリアル株式会社、三井金属鉱業株式会社、住友金属鉱山株式会社、DOWAメタルマイン株式会社、古河メタルリソース株式会社、中外鉱業株式会社、日鉄鉱業株式会社、住友商事株式会社、双日株式会社、丸紅株式会社、三菱商事株式会社、三井物産株式会社

(ハ) 白金

三菱マテリアル株式会社、住友商事株式会社、双日株式会社、丸紅株式会社、三菱商事株式会社、三井物産株式会社、豊田通商株式会社、エンゲルハードメタルズジャパン株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社

(ニ) パラジウム

住友商事株式会社、双日株式会社、丸紅株式会社、三菱商事株式会社、三井物産株式会社、豊田通商株式会社、エンゲルハードメタルズジャパン株式会社

前号(イ)から(ニ)に指定した者が、本所が別に定めるところにより指定した者を相手方としてコンサイメント契約等を締結し、この者から直接入手した貴金属地金を渡す場合

2 前項に定める場合のほか、金、白金又はパラジウムの受渡しにおいて、本所の指定ブランドの製造元である者、又は本所の指定ブランドのコンサイメント契約等を締結している者等で理事会で指定した以下の会員（鑑定不要会員）により第2条に定める受渡供用品に該当することを保証する書面が付されている場合で、本所の指定する機関における量目、比重、音波検査器等による検査に合格したものについては、直接指定倉庫業者にこれを引渡し、受渡しに供用することができる。

(イ) 金

日鉱金属株式会社、三菱マテリアル株式会社、三井金属鉱業株式会社、住友金属鉱山株式会社、DOWAメタルマイン株式会社、古河メタルリソース株式会社、中外鉱業株式会

社、日鉄鉱業株式会社、住友商事株式会社、双日株式会社、丸紅株式会社、三菱商事株式会社、三井物産株式会社

(Ⅱ) 白金

三菱マテリアル株式会社、三井金属鉱業株式会社、住友商事株式会社、双日株式会社、丸紅株式会社、三菱商事株式会社、三井物産株式会社

(Ⅲ) パラジウム

三菱マテリアル株式会社、住友商事株式会社、双日株式会社、丸紅株式会社、三菱商事株式会社、三井物産株式会社、豊田通商株式会社

(倉荷証券)

第13条 受渡品の倉荷証券には、受渡供用品の銘柄、数量、製造番号、その受渡しの属する期までの保管料支払い済みの旨及び盗難（強盗を含む。）全部又は一部の滅失による損害保険を付している旨の記載をするものとする。

(申告受渡)

第14条 申告受渡の対象とする上場商品構成物品は白金とする。

2 業務規程第52条において規定する申告受渡は、当月限納会日が属する月の前月第1営業日から当月限納会日の前々営業日の正午までに、本所が定める申請書により申出なければならない。

3 前項に定めるもののほか、申告受渡に関し必要な事項は、貴金属申告受渡実施要領をもって定める。

(受渡条件調整)

第15条 受渡条件調整の対象とする上場商品構成物品は白金とする。

2 業務規程第53条において規定する本所が別に定める期間は、第4条第2号において規定する荷渡通知書及び荷受通知書の内容を本所が掲示したときから、同条第3号の規定に基づき、受渡品の受渡先が決定する日の午前10時までの間とする。

3 前項に定めるもののほか、受渡条件調整に関し必要な事項は、貴金属受渡条件調整実施要領をもって定める。

附則

- 1 この貴金属受渡細則は、昭和59年11月1日（以下「統合時」という。）から施行する。
- 2 統合時において、東京金取引所の業務規程又は受渡内規により指定されている貴金属に係る鑑定業者又は鑑定不要業者については、この貴金属受渡細則第4条第1項又は同条第9項の規定により指定したものとみなす。
- 3 昭和61年4月16日開催の理事会において議決された第1条（受渡供用品）第1号（ロ）の変更規定は、昭和61年5月1日から施行し、昭和61年9月限以降の限月の受渡について適用する。
- 4 昭和61年7月16日開催の理事会において議決された第1条（受渡供用品）第1号（ロ）及び第10条（指定業者の貴金属地金の引渡等）第1項第2号（ハ）の変更規定は、昭和61年8月1日から施行する。ただし、第1条第1号（ロ）の変更規定については昭和61年9月限以降の受渡から適用し、同年8月限以前の受渡については、なお従前の例による。
- 5 昭和62年7月15日開催の理事会において議決された第1条（受渡供用品）第3号（ロ）及び第10条（指定業者の貴金属地金の引渡等）第1項第2号（ハ）の変更規定は、昭和62年8月1日から施行する。ただし、第1条第3号（ロ）の変更規定は、昭和62年10月限以降の受渡から適用し、同年9月限以前の受渡については、なお従前の例による。
- 6 昭和63年11月16日開催の理事会において議決された第1条（受渡供用品）第1号（ロ）の変更規定は、昭和63年12月1日から施行し、昭和64年1月限以降の限月の受渡について適用する。
- 7 平成元年2月22日開催の理事会において議決された第1条（受渡供用品）第2号並びに第3条（受渡方法）第5号及び第6号の変更規定は、平成元年4月1日から施行する。
- 8 平成2年5月16日開催の理事会において議決された第1条（受渡供用品）第1号（ロ）、第10条（指定業者の貴金属地金の引渡等）第1項第2号（イ）、（ロ）、（ハ）及び第2項（イ）、（ロ）の変更規定は、平成2年5月16日から施行する。ただし、第1条第1号（ロ）については、平成2年7月限以降の限月の受渡について適用する。
- 9 平成2年6月20日開催の理事会において議決された第1条（受渡供用品）第3号（ロ）の変更規定は、平成2年7月1日から施行し、平成2年8月限以降の限月の受渡について適用する。
- 10 平成2年9月4日開催の理事会において議決された第3条（受渡方法）第1号、第7号、第5条（早受渡の方法）第8号、第9号及び第8条（指定倉庫業者及び指定倉庫）の変更規定は、平成3年4月1日から施行する。
- 11 平成2年10月17日開催の理事会において議決された第1条（受渡供用品）第1号（ロ）の変更規定は、平成2年11月1日から施行し、平成2年12月限以降の限月の受渡について適用する。
- 12 平成2年12月19日開催の理事会において議決された第1条（受渡供用品）第1号（イ）、第2号（イ）並びに第3号（イ）、第9条（指定鑑定業者）及び第10条（指定業者の貴金属地金の引渡

- 等)第1項第1号(イ)(ロ)(ハ)第2号(イ)(ロ)(ハ)並びに第2項(イ)(ロ)の変更規定は、平成2年12月19日から実施する。
- 13 平成3年6月19日開催の理事会において議決された第1条(受渡供用品)第1号(ロ)、第2号(ロ)、第3号(ロ)及び第10条(指定業者の貴金属地金の引渡等)第1項第2号(イ)の変更規定は、平成3年7月1日から施行する。ただし、第1条第1号(ロ)、第2号(ロ)、第3号(ロ)の変更規定については平成3年8月限以降の受渡から適用し、同年7月限以前の受渡については、なお従前の例による。
- 14 平成3年12月11日開催の理事会において議決された第1条(受渡供用品)第3号(ロ)の変更規定は、平成4年1月1日から施行し、平成4年2月限以降の限月の受渡について適用する。
- 15 平成4年7月15日開催の理事会において議決された第1条(受渡供用品)、第2条(受渡品の増減の許容限度)、第3条(受渡方法)、第9条(指定鑑定業者)及び第10条(指定業者の貴金属地金の引渡等)の変更規定は、平成4年8月3日から実施する。
- 16 平成4年7月15日開催の理事会において議決された第3条(受渡方法)の変更規定は、平成4年8月3日から施行し、平成5年8月限以降の限月の受渡から適用し、平成5年7月限以前の受渡については、なお従前の例による。
- 17 平成4年9月16日開催の理事会において議決された第1条(受渡供用品)第1号(ロ)及び第2号(ロ)の変更規定は、平成4年10月1日から施行し、平成4年11月限以降の限月の受渡について適用する。
- 18 平成5年1月20日開催の理事会において議決された第1条(受渡供用品)第1号(イ)、(ロ)、第2号(イ)、第3号(イ)並びに第4号(イ)、第9条(指定鑑定業者)及び第10条(指定業者の貴金属地金の引渡等)第1項第1号(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、第2号(ロ)並びに第2項(イ)の変更規定は、平成5年1月20日から実施する。ただし、第1条第1号(ロ)については、平成5年3月限以降の限月の受渡について適用する。
- 19 平成5年2月17日開催の理事会において議決された第8条(指定倉庫業者及び指定倉庫)の変更規定は、平成5年2月17日から実施する。
- 20 平成5年5月17日開催の理事会において議決された第1条(受渡供用品)第1号(イ)、第2号(イ)、第3号(イ)及び第9条(指定鑑定業者)並びに第10条(指定業者の貴金属地金の引渡等)第1項の変更規定は、平成5年5月17日から実施する。ただし、第1条第1号(イ)、第2号(イ)、第3号(イ)については、平成5年7月限以降の限月の受渡について適用する。
- 21 平成5年7月21日開催の理事会において議決された第5条(早受渡の方法)第10項の変更規定は、業務規程第31条(特別売買)第1項第4号変更規定の通商産業大臣の認可の日(平成5年9月1日)から実施する。

- 22 平成5年11月17日開催の理事会において議決された第1条(受渡供用品)第2号(ロ)、第3号(イ)、第4号(イ)及び第10条(指定業者の貴金属地金の引渡等)第1項第1号(ハ)、(ニ)の変更規定は、平成5年12月1日から実施する。ただし、第1条第2号(ロ)については、平成6年1月限以降の限月の受渡について適用する。
- 23 平成6年1月19日開催の理事会において議決された第10条(指定業者の貴金属地金の引渡等)第1項第2号(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)の変更規定は、平成6年1月19日から実施する。
- 24 平成6年10月19日開催の理事会において議決された第1条(受渡供用品)第1項第1号(ロ)及び第10条(指定業者の貴金属地金の引渡等)第1項第2号(イ)、(ハ)、(ニ)の変更規定は、平成6年10月19日から実施する。
- ただし、第1条第1項第1号(ロ)については、平成6年12月限以降の限月の受渡について適用する。
- 25 平成7年3月15日開催の理事会において議決された第11条(受渡代金の決済方法)の変更規定は、平成7年4月3日から実施する。
- 26 平成7年9月20日開催の理事会において議決された第8条(指定倉庫業者及び指定倉庫)の変更規定は、平成7年9月20日から実施する。
- 27 平成8年1月17日開催の理事会において議決された第1条(受渡供用品)第2号(ロ)の変更規定は、平成8年2月1日から施行し、平成8年4月限以降の限月の受渡について適用する。
- 28 平成8年2月21日開催の理事会において議決された第1条(受渡供用品)第2号、第3号及び第4号並びに第3条(受渡方法)第1号及び第6号の変更規定は、業務規程第6条(呼値、呼値の単位、取引単位及び受渡単位)第2号の変更規定の通商産業大臣の認可の日(平成8年3月29日)から施行し、平成9年4月限以降の限月から適用する。ただし、銀の受渡を平成9年3月31日以前に本所指定倉庫が発行した倉荷証券によって行うときは、第1条第2号中「同一銘柄」とあるのは「同一銘柄又は異銘柄」と読み替えるものとする。
- 29 平成8年3月21日開催の理事会において議決された第1条(受渡供用品)第1号(ロ)の変更規定は、平成8年4月1日から施行し、平成8年5月限以降の限月の受渡について適用する。
- 30 平成8年10月16日開催の理事会において議決された第1条(受渡供用品)第1号(ロ)、第2号(ロ)及び第3号(ロ)並びに第4号(ロ)の変更規定は、平成8年11月1日から施行し、平成8年12月限以降の限月の受渡について適用する。
- 31 平成8年12月18日開催の理事会において議決された第8条(指定倉庫業者及び指定倉庫)の変更規定は、平成8年12月18日から実施する。

附則

平成9年3月19日開催の理事会において議決された第3条(受渡方法)第5号及び第6号

並びに第9条（指定鑑定業者）の変更規定は、平成9年4月1日から施行する。

附則

平成9年5月16日開催の理事会において議決された第1条（受渡供用品）第1項第2号及び第3号の変更規定は、定款第100条（常設委員会の設置）第1項第4号及び第2項並びに第104条（受渡・品質委員会又は受渡・格付委員会）の変更規定の通商産業大臣の認可の日（平成9年6月30日）から施行する。

附則

平成10年4月15日開催の理事会において議決された第1条（受渡供用品）の第1号（ロ）の変更規定は、平成10年5月1日から施行し、平成10年6月限以降の限月の受渡について適用する。

附則

平成10年5月15日開催の理事会において議決された第8条（指定倉庫業者及び指定倉庫）の変更規定は、平成10年5月15日から施行する。

附則

平成11年2月17日開催の理事会において議決された第1条（受渡供用品）第1号（ロ）の変更規定は、平成11年3月1日から施行、同年4月1日から実施するものとし、同年3月31日以前に発行された倉荷証券にあっては、なお従前の例による。

附則

平成11年5月17日開催の理事会において議決された第1条（受渡供用品）第1号（ロ）の変更規定は、平成11年6月1日から施行し、平成11年7月限以降の限月の受渡について適用する。

- 2 平成11年5月17日開催の理事会において議決された第5条（早受渡の方法）第1項の変更規定は、業務規程第5条（先物取引の期限）第2号及び第55条（受渡日時）の変更規定の通商産業大臣の認可の日（平成11年6月14日）から施行し、平成11年9月28日から実施する。

附則

平成11年12月15日開催の理事会において議決された第1条（受渡供用品）第1号（ロ）の変更規定は、平成12年1月1日から施行し、平成12年2月限以降の限月の受渡（同年1月中における2月限の早受渡しを除く。）について適用する。

附則

平成12年9月20日開催の理事会において議決された第5条（早受渡の方法）第1項及び第6条（合意早受渡）第2項の変更規定は、業務規程第7条（営業日、休業日及び半休業日）第3項の変更規定の通商産業大臣の認可の日（平成12年9月28日）から施行し、平成12年10月1日から適用する。

附則

平成12年11月15日開催の理事会において議決された第1条(受渡供用品)第1号(ロ)の変更規定は、平成12年11月15日から施行し、平成13年2月限以降の限月の受渡(同年1月中における2月限の早受渡しを除く。)から適用する。

附則

平成14年3月20日開催の理事会において議決された第8条(指定倉庫業者及び指定倉庫)の変更規定は、平成14年3月20日から施行する。

附則

平成14年10月16日開催の理事会において議決された第5条(早受渡の方法)第10項、第11項、第6条(合意早受渡)第5項、第7条(両建早受渡)第2項並びに第10条(指定業者の貴金属地金の引渡等)第1項及び第2項の変更規定は、以下に掲げる日から施行する。

- 1 第5条第10項及び第11項、第6条第5項、第7条第2項業務規程第31条(特別売買)第1項の変更規定に係る経済産業大臣の認可の日(平成14年12月26日)
- 2 第10条第1項及び第2項平成14年10月16日(平成14年12月限の受渡から適用)

附則

平成15年2月19日開催の理事会において議決された第8条(指定倉庫業者及び指定倉庫)に指定倉庫を追加する変更規定は、平成15年2月19日から実施し、指定倉庫を削除する変更規定は、平成15年3月31日から実施する。

附則

平成15年4月16日開催の理事会において議決された第1条(受渡供用品)第1号(ロ)の変更規定は、平成15年4月16日から施行し、平成15年6月限以降の限月の受渡(同年5月中における6月限の早受渡しを除く。)から適用する。

附則

平成16年4月21日開催の理事会において議決された第10条(指定業者の貴金属地金の引渡等)の変更規定は、平成16年4月21日から施行するものとし、同年4月20日以前に発行された倉荷証券にあっては、なお従前の例による。

附則

平成16年6月16日開催の理事会において議決された第1条(受渡供用品)第1号(ロ)の変更規定は、平成16年6月16日から施行し、平成16年8月限以降の限月の受渡(同年7月中における8月限の早受渡しを除く。)から適用する。

附則

平成16年7月21日開催の理事会において議決された第1条(受渡供用品)の変更規定は、

業務規程第4条(標準品)第1項第2号八の変更規定の経済産業大臣の認可の日(平成16年8月2日)から施行し、平成17年8月限の受渡(同年7月中における8月限の早受渡しを除く)から適用する。なお、適用日前に発行された純度99.9パーセントの倉荷証券にあっては平成19年8月限までは従前の例による。

附則

平成17年4月20日開催の理事会において議決された第1条(受渡供用品)第1号(イ)、第2号(イ)、第9条(指定鑑定業者)及び第10条(指定業者の貴金属地金の引渡等)第1項第2号(イ)(ロ)、第2項(イ)の変更規定は、平成17年4月20日から実施する。

附則

平成17年4月20日開催の理事会において議決された第11条(受渡代金の決済方法)の削る、第2条(受渡供用品)、第3条(受渡品の量目の増減の許容限度)、第4条(受渡方法)、第5条(渡方の義務)、第7条(早受渡し)、第8条(合意早受渡し)、第9条(両建早受渡し)、第10条(指定倉庫業者及び指定倉庫)、第11条(指定鑑定業者)、第12条(指定業者の貴金属地金の引渡等)及び第13条(倉荷証券)の変更規定並びに第1条(目的)、第6条(受渡品提供後の滅失損傷)の新設規定は、業務規程の変更規定の経済産業大臣の認可の日(平成17年4月25日)から施行し、平成17年5月1日から実施する。

附則

平成17年9月14日の理事会において議決された第4条(受渡方法)第3号から第9号の変更規定並びに第4条(受渡方法)第2号、第14条(申告受渡)及び第15条(受渡条件調整)の新設規定は、業務規程第49条(受渡品の倉荷証券及び出荷依頼書等)第3項、第52条(申告受渡)及び第53条(受渡条件調整)の変更規定の経済産業大臣の認可の日(平成17年9月15日)から施行し、平成17年10月限から適用する。

附則

平成18年3月8日の理事会において議決された第12条(指定業者の貴金属地金の引渡等)第1項第2号(イ)、(ロ)の変更規定は、平成18年3月8日から適用する。

附則

平成18年9月20日の理事会において議決された第2条(受渡供用品)第2号、第4条(受渡方法)第1号及び第8号の変更規定は、業務規程第13条(呼値、呼値の単位、取引単位、受渡単位及び権利行使単位)の変更規定の経済産業大臣の認可の日(平成18年10月4日)から施行し、平成19年10月限から適用する。

2 平成18年9月20日の理事会において議決された第11条(指定鑑定業者)の変更規定は平成18年9月20日から実施する。

附則

平成18年12月20日開催の理事会において議決された第2条(受渡供用品)第2号(ロ)及び第4号(ロ)の変更規定は、平成18年12月20日から施行し、平成19年2月限以降の限月の受渡し(同年1月中における2月限の早受渡しを除く。)から適用する。

- 2 平成18年12月20日開催の理事会において議決された第2条(受渡供用品)第1号(イ)、第2号(イ)、第3号(イ)、第10条(指定倉庫業者及び指定倉庫)、第11条(指定鑑定業者)及び第12条(指定業者の貴金属地金の引渡等)第1項第2号(イ)、(ロ)、(ハ)、第2項(イ)の変更規定は平成18年12月20日から実施する。

附則

平成19年6月20日開催の理事会において議決された第2条(受渡供用品)第3号(ロ)の変更規定は、平成19年6月20日から施行し、平成19年8月限以降の限月の受渡し(同年7月中における8月限の早受渡しを除く。)から適用する。

第12条第1項第3号に規定する本所が別に定める者について

1. 貴金属受渡細則第12条第1項第3号における別に定める者については、次の要件を具備した者とする。

製造元との間において、総代理店契約又はこれに類する契約を締結している等、流通実態から判断して製造元に相当する供給者であると認められること。

2. 貴金属受渡細則第12条第1項第3号における別に定める者については、以下のとおりとする。

金

The Bank of Nova Scotia-ScotiaMocatta、HSBC Bank USA, London Branch、Deutsche Bank AG、N.M.Rothschild & Sons LTD

銀

The Bank of Nova Scotia-ScotiaMocatta、HSBC Bank USA, London Branch、Deutsche Bank AG

白金

CREDIT SUISSE FIRST BOSTON、UBS AG

パラジウム

CREDIT SUISSE FIRST BOSTON、UBS AG、Norimet Limited

附則

平成17年4月20日開催の理事会において議決された変更規定は、業務規程の変更規定の経済産業大臣の認可の日（平成17年4月25日）から施行し、平成17年5月1日から実施する。

貴金属受渡供用品の指定要領

(目的)

- 1 東京工業品取引所の貴金属市場における受渡供用品(以下「供用品」という。)の指定に関しては、貴金属受渡細則(以下「受渡細則」という。)で定めるもののほか、本要領によるものとする。

(供用品の指定)

- 2 受渡細則に定める供用品の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は必要事項を記載した供用品指定申請書を理事長に提出し、理事会の承認を得るものとする。

(申請者の要件)

- 3 申請者の要件は次のとおりとする。

金、銀、白金及びパラジウムの生産または精錬操業の年数が申請前5年以上あること。

過去5年間の平均年間生産量がプレートまたはインゴットで金にあっては5トン、銀にあっては30トン、白金にあっては1トン、パラジウムにあっては500kg以上あること。

原則として20億円以上の純資産額を有すること。ただし、次に掲げる事項のすべての要件に該当する場合は、この限りでない。

申請者が、London Bullion Market Association(以下「LBMA」という。)又は London Platinum and Palladium Market(以下「LPPM」という。)において、当該申請商品に係る供用品の指定を受けていること。

申請者又は申請者の親会社(申請者の発行済株式の総数又は出資の総額の二分の一以上の株式又は出資を所有している者であって、20億円以上の純資産額を有している者。)が、に係る指定を受けている団体(「LBMA」又は「LPPM」)の会員であること(白金及びパラジウムの申請については、受渡・品質委員会が適当と認めた場合を除く。)

当該親会社から申請者に係る保証誓約書の提出があること。

(申請書への添付書類)

- 4 供用品指定申請書には次の事項を記載した書面を添付するものとする。

過去5年間の累積生産量

他市場における実績(登録等)

直近3年間の会社の財務諸表(公認会計士の認定したもの。)

なお、子会社の場合は連結決算書

精錬所の名称と住所

塊のカラー写真

塊面に表示される刻印を明瞭に示す図面

海外または国内の工業用需要家（地金商を含む。）2社による推薦

本所会員による推薦

（品質及び形状の基準）

5 供用品の品質及び形状基準は次に定めるものとする。

本所が別に定める方法による分析結果が受渡細則第2条第1項の(1)(2)(3)(4)で定める純度以上及び重量であること。

形状は本所の供用品に準ずるものとし、表面は金・白金にあってはなめらかであって不整、へこみ又は気泡があってはならない。

銀・パラジウムにあっては、いちじるしい不整、へこみ又は気泡があってはならない。

（供用品の表示項目）

6 供用品の表示は次のとおりとする。

ブランドマークとアセイヤーマーク

重量表示は（キロ）グラム

品位

バーナンバー

（品質及び重量の鑑定）

7 申請者は、供用品指定申請書提出後本所の求めにより鑑定用のサンプルを提出し、本所はそのサンプルを本所が指定する鑑定者に別に定める方法により、品質（純分）及び重量の鑑定を依頼し、その結果の報告を受けるものとする。

2 本所は申請者に対し、別に定める方法により鑑定用のサンプルを与え、申請者はそのサンプルの分析結果を本所に報告するものとする。

（鑑定に要する費用）

8 鑑定に要する費用は申請者の負担とし、鑑定にかかる料金は別途定める。

（随時品質検査）

9 貴金属市場の信頼性維持のため、指定を受けた供用品については、必要に応じ品質検査を行うこととする。

（指定の取消し）

10 本所は、供用品がLBMA又はLPPMから指定の取消しを受けた場合等、当該供用品について社会的信用を失墜することがあったときは、当該指定を取消することができるものとする。

（実施日）

11 本要領は、平成元年3月22日から実施する。

- 2 平成5年5月17日開催の理事会において、議決された3（申請者の要件）(1)、(2)及び5（品質及び形状の基準）の変更規定は、平成5年5月17日から実施する。
- 3 平成6年6月15日開催の理事会において、議決された3（申請者の要件）(3)の変更規定及び10（指定の取消し）の新設規定は、平成6年6月15日から実施する。

附則

平成16年12月15日開催の理事会において議決された3(申請者の要件)(3)の変更規定は、平成16年12月22日から実施する。

附則

平成17年4月20日開催の理事会において議決された1（目的）、2（供用品の指定）、3（申請者の要件）(3)、及び5（品質及び形状の基準）(1)の変更規定は、業務規程の変更規定の経済産業大臣の認可の日（平成17年4月25日）から施行し、平成17年5月1日から実施する。